

## 宿泊機能・サービスに関する他市の取組事例

### 1 調布市 木島平山荘（長野県木島平村に所在。調布市と木島平村は姉妹都市）

もともと調布市が管理運営する公共施設でしたが、

- ・利用率の低迷
  - ・施設の老朽化
  - ・維持のための経費負担
- } を背景に、見直しを検討

⇒ 山荘を廃止し、**新たな交流プログラム**の展開（交流の拡充）へ

#### ① 姉妹都市宿泊費助成（姉妹都市内の指定宿泊施設での宿泊を助成）

中学生と65歳以上の方 3,000円  
上記以外の方 2,000円

※ 1回の旅行につき1人3泊まで、  
年何回でも利用可能

#### ② 姉妹都市交流事業助成（交流事業に係る交通費や会場料等の経費の一部を助成）

1事業あたり50,000円を限度に、助成対象経費の2分の1の額

※ 姉妹都市交流に関連して、調布市内に、木島平村のアンテナショップがある。

### 2 千代田区 孺恋自然休養村

→ 孺恋の宿 あいさい

（群馬県孺恋村に所在。  
千代田区と孺恋村は姉妹都市）

もともと千代田区が管理運営する公共施設でしたが、

- ・施設の老朽化（築30年程度）→大規模改修が必要な状況
  - ・利用率の低下
  - ・利用者1人当たりコストの増加
- } を背景に、  
見直しを検討

⇒ 施設を孺恋村に**無償譲渡**し、区民も継続して利用できる**村立施設**に

無償譲渡の際に、主に次のような協定を締結している。

① 建物等の安全上必要な改修費用相当額（約5,000万円）と、将来の建物等解体費用及び植栽費用の相当額（約1億9,000万円）を千代田区が負担する。（これら以外は負担しない。）

② 譲渡後10年間は宿泊施設等としてのサービスを継続し、千代田区民も利用可能とする。

③ 千代田区は、当該10年間において、施設利用者（区民）1人あたり3,000円の補助を行う。

孺恋村は、当該施設の管理運営にあたり、「第一観光開発株」を指定管理者に指定した。

なお、指定管理料は無料（利用料金収入で管理運営経費を賄う。）で、土地の賃料（年額56万円）も指定管理者が負担する。

### 3 羽村市 自然休暇村（山梨県北杜市に所在。羽村市と北杜市は姉妹都市）

羽村市民の保養施設と青少年団体の研修施設が一体となった施設。指定管理者として「グリーンハウス・太平ビルサービス共同事業体」が管理運営を行っている。

当該指定管理者と協定を締結した市町村の住民については、羽村市民と同料金で施設を利用することが可能。ただし、協定による利用は、1か月前からの予約となっており、受付期間が短い。

協定市町村：青梅市 昭島市 小平市 東村山市 国分寺市 東大和市  
瑞穂町 奥多摩町 日の出町 桧原村 入間市

### 4 港区 区民保養施設（借上保養施設）

港区では、区民の保養を目的に、民間のホテル・旅館の部屋を区が借り上げることで、区民の利用に供している。

具体的には、通年保養施設として、

「熱川プリンスホテル（静岡県東伊豆町に所在）」の3～6室を確保しており、大人1人 7,000～13,000円で利用することができる。

このほかに、夏季・冬季の保養施設として、鴨川、日光、熱海、箱根等の民間宿泊施設（7～8施設）の2室を借り上げ、それぞれの期間限定で、区民の利用に供している。

## 5 品川区 品川荘（静岡県伊東市に所在）

### 光林荘（栃木県日光市に所在）

品川区では、もともと直営で上記の2施設を運営していましたが、区民サービスの水準を維持しながら管理運営経費を抑制することを目的に、平成24年度から各施設を民間事業者（いずれも「東京ケータリング(株)」）に**無償貸与し、事業の運営にかかる経費は当該事業者が負担する**仕組みで保養サービスを提供している。

なお、区民は区民以外と比較し、予約可能時期が早いほか、利用料金については、品川区が助成することにより、安い区民料金となっている。

## 6 杉並区 湯の里「杉菜」（神奈川県湯河原町に所在）

杉並区の湯の里「杉菜」については、品川区の品川荘・光林荘と同様に民間事業者は無償貸与する仕組みで保養サービスを提供していましたが、極めて良好な経営状況（稼働率が90%以上）を踏まえて、有利な条件での売却が見込めることから、**宿泊施設としての運営の存続や杉並区民優遇料金の設定等を条件**に、平成25年度末をもって、それまでの運営形態を廃止し、**売却**を行いました。（株フォレストに譲渡）

売却後については、杉並区の協定旅館に位置付けられており、杉並区民は、協定価格で利用することができる。